

県民の責務

5条

- 地域社会を構成する住民は、互いに協力し、良好な地域環境をつくるとともに、地域社会における活動、行事等を通じ、青少年の健全な育成に努めなければなりません。
- 学校の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければなりません。
- 青少年の健全な育成を目的とする団体は、この条例の目的を達成するために行う県の施策に協力するとともに、相互に連携し、青少年の健全な育成のための活動を積極的に展開するよう努めなければなりません。

事業者の責務

6条

事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければなりません。

青少年の責務

7条

青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、健全な社会人として成長するよう努めなければなりません。

性に関する適正な判断能力の育成

8条

保護者、学校の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年の性に関する適正な判断能力の習得が青少年の心身の健全な成長に必要であることを認識し、青少年に対する啓発及び教育に努めなければなりません。

施策の基本等

9条

- 県は、次に掲げる事項を基本として、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を計画的かつ効率的に実施しなければなりません。
 - ◆ 青少年の社会的自立の支援
 - ◆ 青少年を取り巻く社会環境の整備
 - ◆ 青少年の非行防止に関する活動の推進
 - ◆ 青少年及び青少年を構成員とする団体が行う自主的かつ健全な活動の支援
 - ◆ 青少年の健全な育成を目的とする団体への支援
 - ◆ 青少年の健全な育成に関する県民の自主的な活動の促進
- 知事は、前項(上記)の施策を推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画を定めなければなりません。

なお、この計画を定めるに当たっては、あらかじめ群馬県青少年健全育成審議会及び県民の意見を聴くこととし、計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければなりません。

市町村、民間団体等との協力体制の整備

10条

県は、青少年の健全な育成に関する施策が、市町村、青少年の健全な育成を目的とする団体その他の関係者との緊密な連携の下に実施されるようこれらの者との協力の強化に必要な体制を整備するものとします。

用語の定義

12条

- 「青少年」とは、18歳未満の者をいいます。ただし、婚姻した女子は除かれます。
- 「興業」とは、映画、演劇、演芸及び見せ物としました。